

議案第12号

都市計画法施行令第31条ただし書の面積を定める条例の廃止について

次のとおり都市計画法施行令第31条ただし書の面積を定める条例を廃止することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第

1項の規定により、本議会の議決を求める。

平成19年9月7日

鳥取県知事 平 井 伸 治

都市計画法施行令第31条ただし書の面積を定める条例を廃止する条例

都市計画法施行令第31条ただし書の面積を定める条例（平成15年鳥取県条例第9号）は、廃止する。

附 則

この条例は、平成19年11月30日から施行する。